

[2009年2月19日号 (VOL.42 NO.8) p.86]

奈良・勤務医の時間外手当請求訴訟

当直、宅直は時間外・休日労働か

注目の判決は4月22日に

奈良地裁で審理されていた勤務医の時間外手当請求訴訟が2月9日、結審した。判決の言い渡しは4月22日。当直と宅直(いわゆるオンコール)は時間外・休日労働であり、県は規定の割増賃金を支払うべきだとする原告側主張にどのような判断が下されるか、注目される。

背景に過酷な労働実態

この訴訟の原告は、奈良県立奈良病院の産婦人科医2人。2004～05年の2年間の当直(宿直・日直)および宅直勤務に対する未払い賃金として、県が支給した当直手当との差額分(2人合わせて約9,230万円)の支払いを求めたもので、2006年12月に提訴した。

県立奈良病院は県内の中核的医療施設の1つ。分娩を扱う産科施設が減少するなかで、同院産婦人科の分娩件数は年々増加傾向にある。また、同院は1次～3次の救急患者を受け入れている。救急患者の受け入れをやめる施設が出たことで同科が扱う救急患者数も年々増え、2004～05年の時間外救急患者数は年間1,300人を超える状況になっていた。

2004～05年当時、同科の医師は5人体制で通常業務のほか、当直および宅直を分担してきた。医師たちは年々悪化する労働環境の改善を求め、対応する患者をハイリスク妊娠例と2次～3次救急に限定することなどを要望したが、実現しなかった。そのため2006年5月、県に医師増員や時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いを申し入れた。その結果、医師1人が増員されたが、「当直は時間外・休日労働である」とする主張は受け入れられなかった。

このように、訴訟の背景には勤務医の過酷な労働実態がある。労働環境の改善へ向けた具体的道筋が見通せないなか、勤務医の疲弊は増している。この訴訟は、勤務医の"自己犠牲"がもはや限界に達していることを示す一例であると言ってもよいだろう。

「実態と見合わない手当」

県は、医師の当直は守衛や学校の用務員などと同じ「監視・断続的労働」であるとして、1回2万円の手当てを支給してきた。宿直を例にすると、「大半が寝ている時間で、労働する時間は少ない」ことが前提となっている。

これに対し原告側は、当直時も分娩や入院患者および救急外来患者の診療に追われることが常態化しており、宿直時の仮眠も短時間しか取れないのが実情であると指摘。「通常業務と同等の労働が時間外に行われていることは明らかであり、2万円の当直手当は労働実態に見合わない。労働基準法に違反している」と主張している。

裁判を通じて、2人の医師が2年間の当直で扱った分娩や救急患者への対応などの具体的件数が明らかにされた。

宅直は医師たちが自主的に始めたもので、県は「命令したわけではなく、職務との関連性がないから労働時間とは認められない」として無給扱いとしてきた。

しかし、当直時に入院患者と救急患者の診療が重なった場合や異常分娩に1人で対応するには限界があり、また危険を伴うため、応援の医師が必要となる。宅直は医師としての職業倫理から始まったものと考えられるが、宅直なしには当直が成り立たない現状がある。実際に呼び出しがあるかないかは別として待機している時間は拘束そのものであり、「労働からの解放が保障されていない以上、時間外労働とみなすべきだ」というのが原告側の主張である。

この訴訟には、従来タブー視されてきた感がある医師の"労働"に対する評価を求めることで、このような多額な割増賃金が発生する勤務医の過酷な労働実態を明らかにし、労働環境の改善につなげたいとする思いがあるようだ。どのような判断が下されるか。判決は原告の医師2人とどまらず、多くの勤務医に影響を及ぼすことになると思われる。

[本サイトのご利用について](#) | [お問い合わせ](#) | [プライバシーポリシー](#) | [会社概要](#) |

株式会社 メディカルトリビューン

〒102-0084 東京都千代田区二番町2-1(二番町TSビル)

TEL:03-3239-7210(代表) FAX:03-3239-7243

Copyright ©2007-2009 Medical Tribune Inc., an Impress Group company. All rights reserved.